

活水産動物をベトナムに輸出する事業者の皆様へ

令和6年5月13日
北海道水産林務部森林海洋環境局
成長産業課

まずは次の留意事項をお読みください（道事務取扱 第8抜粋）

- (1) 輸出しようとする活水産動物が輸出可能な品目であるか、衛生証明書を要する水産動物に該当するか、事前にベトナム政府に確認してください。
- (2) ベトナム政府の衛生上の規則及び諸条件について、常に最新の情報収集を行うとともに、品質や衛生の維持に必要な検査の実施等により輸出する活水産動物の衛生管理に努めてください。
- (3) 輸送・保管等にあたり輸出する活水産動物の衛生状態を良好に保つ責任があります。万一、ベトナムから違反連絡等があった場合には、道庁成長産業課が行う調査等に協力してください。
- (4) 魚病に関する措置の必要性が生じた場合には道庁成長産業課の指示に従ってください。

○申請窓口

水産林務部森林海洋環境局成長産業課 輸出促進係

住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL：011-204-5466（ダイヤルイン）

FAX：011-232-1578

E-mail：suirin.suikeil@pref.hokkaido.lg.jp

申請に際し、不明な点等があれば、上記、連絡先にご相談ください。

○申請方法

「HEALTH CERTIFICATE（別紙様式4）」は、必ず電子ファイルで提出してください。それ以外の書類は、紙面又は電子ファイルで提出願います。

《申請書類》

- ① 証明書発行申請書（別紙様式3）
- ② HEALTH CERTIFICATE（英語で記入）（別紙様式4）
- ③ 認定検査機関による検査結果（国の取扱要領4（2）検査に該当する場合）※1
- ④ 輸出する活水産動物が適法に漁獲され、売買の経路や年月日が明確に証明できる書類
【搬送票（ホタテ）、水揚証明書、市場売買明細書、仕入伝票、納付書等の写し】
- ⑤ ②の別紙様式4の記載内容が確認できる書類
【インボイス、パッキングリスト、船荷証券（B/L）、航空貨物運送状（AWB）等の写し】
- ⑥ 第三国産水産物の日本国への輸入許可証及び認定検査機関による検査結果※2

+

「返信用封筒等（レターパック等）」

送付先を記入し、切手（札幌市外は速達分）を貼ったもの（道庁で受け取る場合は不要）を上記申請窓口へ提出してください。

※1：③の検査結果は、魚病の発生が疑われる場合に必要となる書類です。

現在、北海道では、国の要領に定める魚病の発生は確認されておりませんので、道内産水産物を輸出する場合、③は不要です。

※2：⑥は、第三国で生産された水産物を日本を經由して輸出する場合に必要です。

ただし、水産資源保護法に基づく輸入許可を受けている等により、対象疾病にかかっていないことが明らかであるものは、同法に基づく輸入許可証の写し等を添付。